

平成23年11月22日

水道における微生物問題検討会運営要領

1. 趣旨・目的

平成15年4月の厚生科学審議会答申において、水道水質基準については、最新の科学的知見に従い常に見直しが行われるべきであり、関連分野の専門家からなる水質基準の見直しのための常設の専門家会議を設置することが有益である旨提言された。この提言を受け、厚生労働省健康局水道課が設置する検討会として「水質基準逐次改正検討会」を設置した。

水道水の安全確保に関する最大の脅威は病原生物の混入であり、クリプトスポリジウム等耐塩素性病原生物のほか、最近ではウイルス感染症の問題が大きくとりあげられており、水道においてもこれらの検討を進めていく必要が生じている。

このため、水質基準逐次改正検討会の微生物分野の事項を扱う分科会として標記検討会を設置した。

引き続き、検討を進めるため、標記検討会を運営するものである。さらに、微生物に係る水質事故があった場合の対応についても標記検討会より科学的側面からの助言を得るものとする。

2. 検討事項

本検討会の検討事項は次のとおりとする。

- (1) 水質基準逐次改正検討会の微生物分科会として、微生物に係る次の事項について検討を行うこと。
 - ・水質基準の逐次改正に関すること。
 - ・WHO飲料水水質ガイドラインのフォローアップに関すること
 - ・その他水道水質管理に関すること。
- (2) 微生物に係る水質汚染事故が発生した場合における行政対応のための科学的側面からの支援

3. 検討会構成員

- (1) 厚生労働省健康局水道課長が委嘱し、委嘱期間は平成24年3月末日までとする。
- (2) 座長は平成23年度第1回検討会において委員中から選出する。
- (3) 委嘱期間内に委員の変更が必要となった場合は、厚生労働省健康局水道課長が他の者に委嘱する。

4. その他

- (1) 検討会の庶務は、厚生労働省健康局水道課が行う。
- (2) 検討会の招集は、座長と協議の上、厚生労働省健康局水道課長が行う。
- (3) 検討会の公開の取扱いについては、検討会において決定する。
- (4) その他検討会の運営に関して必要な事項は、座長と協議の上厚生労働省健康局水道課長が定める。
- (5) 検討に当たっては、「水質基準逐次改正検討会」と十分連携するものとする。